

社会福祉法人大一会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大一会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 定款第21条で定める全理事の報酬総額(常勤理事等の報酬・賞与、職員としての給与は含まない。)は、年間 1,000,000 円以内とする。

3 定款第21条で定める全監事の報酬総額は、年間 300,000 円以内とする。

4 全評議員の報酬総額は、定款第8条に定める範囲内とする。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める額

賞与は、前年度の経営状況によって、減額する場合もあり得る。その場合は理事会において決定する。

- (3) 退職慰労金 別に定める社会福祉法人大一会 退職共済給付規程に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第21条の規定に準じて支給)
 - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成30年6月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
社会福祉法人大一会役員等報酬規程(平成20年5月28日)は廃止する。

附 則

この規程は、令和元年6月21日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月24日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月9日から施行し、令7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月15日から施行する。

別表第1（常勤理事等の報酬）

法人職員在職年数	報酬の額	
	理事長	業務執行理事
10年未満	月額700,000円以内	月額600,000円以内
10年以上	月額800,000円以内	月額700,000円以内

別表第2（常勤理事等の賞与）

名 称	夏季賞与額	冬季賞与額
理事長	報酬月額×1.5ヶ月分	報酬月額×1.5ヶ月分
業務執行理事	報酬月額×1.5ヶ月分	報酬月額×1.5ヶ月分

※賞与額は経営状況により減額もあり得る。その場合は理事会において決定する。

別表第3（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

名 称	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
経営会議への参加	5,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	2,000円×出席時間

（2）監事

名 称	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査報酬等	10,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	2,000円×出席時間

別表第4（評議員の報酬）

名 称	日 額
評議員会等会議への出席	10,000円
経営会議への参加	5,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	2,000円×出席時間